



## —市民後見人へ 2—

先月に続き、市民後見制度について考えます。

### 1. 後見人による不正が増えた

最高裁の調査によると、2010年6月～11年3月の間で、成年後見制度による後見人親族が着服した総額がすくなくとも18億3千万円にのぼり、家裁が後見人を解任した件数も01年の51件から10年の286件と、増えています。

一方で、親の借金から逃れるための相続放棄件数も増加を続けて、昨年度は16万件を記録しました。主要国が進める市場経済は、若年層の失業、所得格差という袋小路に入っています。

最高裁と信託協会は協議し、後見人による不正を防ぐためにも信託銀行による「後見制度支援信託」という仕組みを発表しました。高齢者の金融資産のうち、日常生活に使用する分は、親族後見人が管理し、その他の資金は信託銀行へ預けます。資金が必要となったときは、後見人が家裁に申請し、家裁が本人のための支出であることを確認して、指示書を出して信託財産から引出しを認めます。専門職後見人（弁護士、司法書士）の関わりが少ない分、安くなり、親族が単独で後見人になることが出来ます。

親族後見人は、身内のことをあまり他人に話したがりない傾向がありますが、後見人が一人で抱えるような制度、手続き上の問題があるようです。後見人に対する支援の仕組み、研修制度、日常のことを相談できる組織、窓口が必要です。

### 2. 市民後見人が支える

成年後見制度を利用すべき人は800万人いるともいわれますが、実際の利用はごく僅かです\*1。そもそも後見制度の存在自体があまり知られていないこともあります。○後見制度が分かりにくく煩雑である、○専門職後見人の費用負担、○後見人のなり手が少ない、などが障害になっています。

後見制度は一部の人のための制度ではないはずで、医療機関や、銀行業務、不動産の扱いなど、代理人、同意人として本人をサポートするのが後見人です。

高齢化社会に入る日本です。契約社会で、人生の終末近くになって人が少しでも人らしく生活出来るように、後見制度を自らの問題として市民がとらえ、地域の人に参加して支える、相互支援の仕組みが望ましいと思います。

ドイツでは、100万人のボランティアが名誉職世話人として後見活動を展開し、EUでは市民が後見人として活動するモデル事業が始まりました。

東京大学政策ビジョン研究センターは、地域のシニアや主婦の経験や能力を活かして社会化して、後見人の目を通じて高齢者・障害者へのサービスの質が向上するよう「市民後見研究実証プロジェクト」を立ち上げ、活動が始まっています。親族後見人を含む市民後見人として活動する人のために、「市民後見人養成講座」を開催しています。

これからの後見制度は、必要とされる圧倒的な数からも、福祉のあり方、考え方から「親族後見人の働きやすい」女性が参加した「新しい市民後見人制度」への理解と創造が必要であり、期待されます。

\*1 東京大学政策ビジョン研究センター 市民後見研究実証プロジェクト 募集要項

URL : <http://www.shimin-kouken.jp/course/application.html>